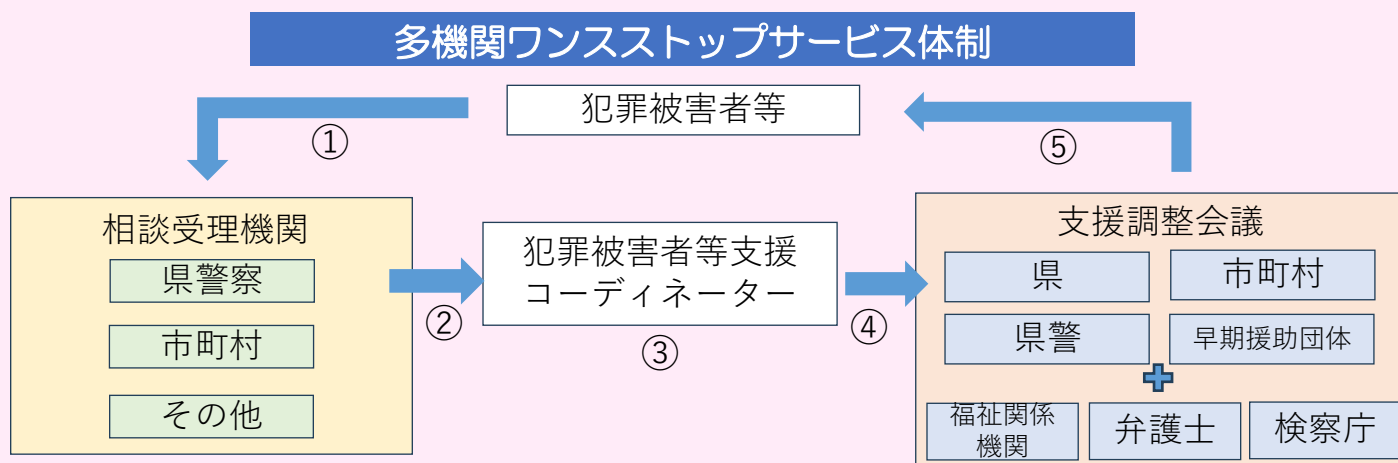


多機関ワンストップサービスについて

多機関ワンストップサービスのながれ

- ① 相談の受理
県警察、市町村等の関係機関は、犯罪被害者等から被害内容等を聴取します。
- ② 情報集約
相談受理機関は、複数の機関・団体等による複数の制度・サービスを提供する必要がある場合、に被害者等の同意を得たうえで、県から委託を受けた被害者支援センターやまなしに配置された支援コーディネーターに連絡します。
- ③ コーディネーターによる調整・支援
支援コーディネーターが犯罪被害者等のニーズの把握や支援計画の立案、関係機関との調整等を行います。
- ④ 支援調整会議の開催
支援計画に係る関係機関等が参加する「支援調整会議」を県が招集して開催し、支援計画を決定するとともに、犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう調整します。
- ⑤ 支援の提供
関係機関等が支援計画に基づき、支援を提供します。



2 対象事件（未遂を含む）

- 殺人、強盗致死傷、逮捕及び監禁、逮捕等致死傷、略取及び誘拐、人身売買、傷害致死、傷害のうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったものなど、性犯罪
- 交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故、危険運転致死傷罪に当たる事件
- その他コーディネーター及び三者（県、県警察、センター）が必要と認めた事案

3 支援対象者

- 県内及び県外で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県内に居住する者及びその家族又は遺族
- 県内で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県外に居住する者及びその家族又は遺族
- 相談受付機関等に相談を行った者のうち、多機関ワンストップサービスによる支援を希望する者

※暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合や支援を行うことが社会通念上適切でない
と認められる場合は支援対象としない。